



ベビーシッター利用補助事業 割引券を利用できます

「仕事と子育ての両立支援」を目的として、全国保育サービス協会の「ベビーシッター派遣事業」を活用して、ベビーシッター利用額の補助を行います。

対象者

本学の教職員（非常勤を含む）

※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、又は、ひとり親家庭によりサービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあることが必要です。

対象児童年齢

0歳～小学校3年生（障害者手帳などを有する子どもの場合、小学校6年生まで）



補助額

1日（回）対象児童1人につき4,400円

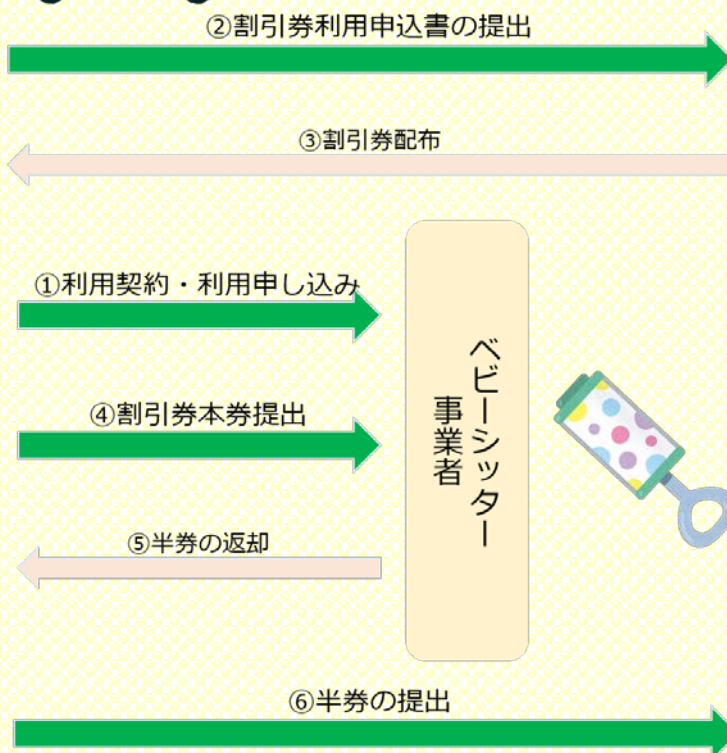
新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関する特例措置についてはHPをご覧ください。

利用方法

予め協会発行の割引券（金券）を利用予定者に事前交付し、利用者は、ベビーシッター事業者に割引券を添え、割引後の利用料を支払います。



利用者（京都府立医科大学教職員（非常勤を含む））



京都府立医科大学 総務課 給与厚生係

利用予定者は申請前にベビーシッター事業者との契約が必要です。詳しくは、WLB支援センター みやこのHPをご覧ください。
<https://www.kpu-m.ac.jp/j/miyakomodel/support/babysitter.html>



● お問い合わせ・申請先

総務課 給与厚生係

TEL : 075-251-5588

E-mail : kodomo@koto.kpu-m.ac.jp

